

## 第 1 2 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日 ( 金 ) 午後 1 時 ~ 午後 5 時 2 1 分

【場 所】 吾北村中央公民館 2 階大ホール

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	( 欠員 )	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	( 欠席 ) 川村奈央	曾我部義晴	隅田 明
	長崎 讓	細川 治雄	山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	弘瀬 和子	山中千代子	
	佐藤 廣志	北川 一海	伊東 誠	
	山本 高裕	岡田 桂	( 欠席 ) 川村明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	森木 香帆	津野 加奈

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	岡林 弘

高知県

市町村合併支援室
岡 里香

オブザーバー

議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	
藤岡 孝雄	宮尾 和臣	川村 幸男	
建設課長補佐	建設課長	産業建設課長	
西川 修二	田岡 徹	山中 靖一	
産業経済課長	農林課長	産業建設課	産業建設課
山崎 豊久	高橋 恵助	伊東 正人	石川 晃

傍聴人

2 5 人 ( うち報道関係者 1 人 )

【 1 開会 午後 1 時】

本山事務局長：第 1 2 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行をさせていただくのでよろしくお願いする。

【 2 会長挨拶】

会長：やっと冬が来たという気候になった。伊野と吾北と本川には 5 度の温度差があるといったことを何回目かに話もしたが、本当に伊野から来た場合は吾北村は寒いな、本川村の皆さんは暖かいなと感じたことでないだろうか。

今回 1 2 回目になって、1 1 回までの総括をしてみると皆さま方の真剣で真摯なご議論を交わしていただき、スムーズな合併が行われようとしているところである。当初に心配していた点が 3 点あった。一つは庁舎の位置、もう一つは町の名前、そしてもう一点は議員さんの問題。庁舎については伊野に本庁舎を置き、そして、吾北、本川をそれぞれ総合支所とするといったご決定をいただき、また、町名についても呼び名は「いの」、文字はひらがなといったご決定をいただいた。そうしたご決定をいただいたことに対して伊野町の町民の皆さま方からはいろんなご意見もあった。「ひらがなで良かった」「やっぱり漢字でないといかん」「経費がかかる」とかいった話しもいただいた。そして、庁舎の位置の問題については伊野町に置くということで誰一人不満はなかった。

だんだんの皆さまにお話を伺っても、この 3 町村の合併は、皆賛成である。後一つの残された議員の定数、そして任期の問題、だんだんに引き延ばして議論を重ねてきたが、今日は全員合意であればよろしいが、全員合意が得られない場合には、前回町名を決定していただいたように、無記名投票といったことも視野に入れて今日の会を運営していきたいと思うので、よろしくお願い申し上げ、開会の挨拶とする。

( 各種団体への補助金、交付金の取扱いの中の遺族会補助金の追加説明 )

会長：議題に先立ち、前回協議会の協議事項「協議第 4 4 号 各種団体への補助金、交付金の取扱い」の中の遺族会補助金について、筒井鷹雄委員から補助金の使途内訳等についてのご質問があったが、前回、説明が十分でなかった部分もあったので、事務局から追加説明を求める。

天野推進班長：前回第 1 1 回協議会の、遺族会に対する補助金に関連しての質問について、補足説明をする。

伊野町が 1 0 万円、吾北村が 2 7 万円と金額に差はあるが、2 町村においての内容では、補助金と会費収入の内から、地区の追悼式の費用や、県や郡の会費等を支出しており、同じような使い方になっている。ただ、質問にもあったとおり、吾北村については、役員の皆さん方が精力的な活動をされていることから、会議への参加費用が多いのが現状のようである。

本川村の場合は、追悼式の費用は、村が主催して行われる事から、別途村より支出され、遺族会への補助金は、郡の会費分のみとなっており、会議への参加費用は、会員からの会費収入分で賄いが出来ている現状である。なお、これらの相違については、ご同意をいただいている、「関係団体の理解と協力を得て、合併後調整する」という調整方針に沿って進めていく。

会長：この件につきまして、何かご質問はないか問う。

委員：なしの声

【3 会議録署名委員の指名】

会長：弘瀬和子君、曾我部義晴君を指名し、お願いする。

【4 議題】

会長：本日の出席委員は、2名の方から欠席の届け出があり、1名の方から遅れる旨の連絡があり、現時点で39名中36名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただいております。伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第10条第1項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第10条第2項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：議題に移る旨宣告する。

お手元の議事次第書の順序を若干変更させていただき、最初に協議第45号、小委員会報告第4号、協議第8号、協議第15号の順序で議事進行していきたいと思うが、ご異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、議事次第の順序を変更して議事進行を進める旨宣告する。

《継続協議事項》

議長：継続協議事項に入る。

協議第45号 新町建設計画の策定についてを議題にする旨宣告する。

この協議事項については、前回の協議会においても、ご提案のみをさせていただいていたもので、本日は、前回に提案させていただいた内容に、一部追加、または修正したものを再提案させていただいている。

事務局から説明を求める。

土居内計画班長：資料7ページの次に、別添資料として、いの町建設計画の案と修正部分の比較表を付けているので、併せてご覧いただきたい。

前回の協議会で出されたご意見なども踏まえて修正させていただいている。時間の都合上、説明については、主要な箇所のみとさせていただき、見直し等により、適切な表現方法に改めた箇所については、説明を省略させていただく。

20ページ、先月の協議会で、清流・山村エリアにおいても、治水対策を講じる地区があるというご意見があり、調べたところ、吾北村の高岩地区において、浸水被害があることが分かったので、浸水地域（高岩地区）における治水事業の推進という項目を追加している。

また、清流の保全について、清流・山村エリアと同様に、山地・森林エリアにおいても必要であることから、この項目を追加している。

30ページ、前回の協議会において、本川中学校の山村留学制度が、いじめや不登校に対応するためのものであるというような取られ方をするのではないかとのご指摘があったため、いじめや不登校に対する部分と分けて、地域の活性化という観点から、山村留学制度や県立追手前高校吾北分校について、活用・支援を図っていく

という内容に修正させていただいている。

36ページ、第6章 新しい町における高知県との連携については、今回、新たに追加でご提案させていただくものである。

1の新しい町における高知県との関わりとしては、各方面において、高知県の積極的な協力と支援を要請するとともに、緊密な連携と協力体制のもと、いの町建設計画に掲げる諸施策を計画的かつ円滑に推進していくことと記載をさせていただいている。

2の新しい町における高知県の事業としては、高知県が主体となって行う事業について、継続事業の早期完成並びに新規路線の事業化が図られるよう、重点的かつ計画的な整備促進を要請していくこととしている。

施策については、県が管理する国道の整備促進など8項目を掲げている。具体の事業については、現在、着手しているものだけでなく、今後において、新たに事業化を県にお願いするものについても幅広く載せており、県の厳しい財政事情の中で、事業の実現に向けては、ハードルが高いものと思われるが、新しい町において、働きかけをしたいということで記載をさせていただいている。

建設計画については、県との協議が必要とされているので、協議会でご同意が得られた案をもとに、県との協議に入り、合併協定の調印日までには、県の正式な同意が得られるよう事務作業を進めてまいりたいと考えているので、ご協議をよろしく願います。

議長：先日、東南海、南海地震の防災対策推進地域として、吾北村、本川村もエリアの中に入り、高知県内全ての市町村が推進地域に認定されたわけであるが、新しい町においても、環境とか防災とか、そういったテーマで行っているので皆さま方のご審議をお願い申し上げますとともに、先ほど事務局から説明をした建設計画の策定については市町村の合併の特例に関する法律第5条第4項において県との協議が必要とされており、本日、ご同意をいただき、県との協議に入らせていただきたいと思いますので、十分にご協議をお願い申し上げます。

建設計画案に対して何かご質問はないか問う。

筒井静一：30ページ、中程に「県立追手前高校吾北分校の円滑な学校運営が行えるよう側面的な支援に努めます。」ということになっているが、当事者として「積極的な支援」に努めるということに語句を変更していただきたいということが1点、2点目は、38ページで、吾北の給食の問題であるが、「学校給食センターの整備を図ります。」というようになっているが、吾北地区においては、学校給食に対する実施方の要望が非常に強いものがある。それで「整備を早急に図ります。」という字句を付け加えていただきたいというふうに思う。

土居内計画班長：まず30ページの県立追手前高校吾北分校について、「積極的な支援を」という姿勢で記載をしていただきたいというご質問があったが、運営主体は県になるので、その中でできることを市町村が協力をしていくという意味から「側面的な支援」というふうな記載にさせていただいているところである。

38ページの学校給食センターの整備については、地域の方からの要望も多いというふうに受け止めているので、早期に実現をするという意味から、この部分の下から5行目のところに「学校給食センターの整備を図ります。」というところに「早期に整備を図ります。」といった形で記載をしていくということは可能だと思う。

議長：38ページの「早急」といった言葉は、財政のシミュレーションの中での位置づけはよいか事務局に確認する。

土居内計画班長：事業としては早めに実施するというので、計画は考えている。実際にいろんなことを想定をして今後進めていかなければならないので、場所の問題とか広さの問題とかいった部分で、実際に何年度に整備ができるのかといったことについては、これから検討していかなければならないと考えている。

筒井静一：了承。

曾我部義晴：36ページの「第6章 新しい町における高知県との連携」ということで前は高知県事業の推進ということで内容的には空白で出ていたが、その際私は、県計画については大変期待をしているということを申し上げた。今回、この計画書を見て、大変具体的に表現をされており、大変わかりやすい県計画であるというように思った。前は大変失礼なことを申し上げたかもしれないが、了解した。

42ページ、歳入の12県支出金について、平成17～19年度は、県の支出金が11億7,100万円とあるが、詳細なことについてはかまわないが大まかなことについてこの内訳をお尋ねしたい。

土居内計画班長：17,18,19年度と11億7,100万円、そして平成20年度が9億7,100万円ということで、これを比較すると各年度2億円ずつ増えている。これについては、県の合併に対する財政支援措置の一つとして、まちづくり支援交付金といったものがあり、金額については財政計画上、17,18,19年度と各2億円を見込んでいるので、こちらが20年度に比較をして増えているということになる。

川村茂：37ページの関係で、県の推進事業ということだが、当本川村に対しての森林基幹道の開設ということだが、この中に「程野戸中線」がうたわれているが、これは旧大森トンネルから程野という案もあるわけで、村の方で前回もこの案も出されておったわけであるが、左岸側は国道194号がずっと通っているが、右岸側に100パーセント民有林があって集材をして搬出するにも、森林所有者の方は非常に金額的なもの、いろんな面で山が活かされないわけである。そういった点で大森程野線に切り替えていただきたいと思う。

議長：吾北村の森林の担当の方に、何かご意見付け加えることがあればお願いする。

田岡建設課長（吾北村）：取り立てて付け加えるということはないが、194号線並びに程野地域を通過しての、国道が通行止めになる場合の迂回路的な考え方もあり、戸中、程野を繋ぐことによって利便性がはかれる。なおかつ森林の資源の面積を考えると、1,000haを超える面積であるので、今の状態でいくと新しい町の持ち出す負担金が少なくて済む。いわゆる県の事業として取り上げる場合に、負担金が少なくなるというようなことで、受益面積地を大きく取った林道計画にしている。大森からにすると受益面積が1,000haをきるような面積になるので、受益面積を大きく取るというような形で、本川村の方々とは協議をしながらこの計画を載せている。

議長：本川村の建設もしくは林業関係のかたにお願いする。

山中産業建設課長（本川村）：吾北村の建設課長もおっしゃられたが、大森からの計画については、県の広域基幹林道でお願いしているので、広域的にいった場合には受益面積等の絡みがあるので、大森から行くのはちょっと難しいのではないだろうか

と思っている。大森程野線については普通林道でいったらどうかと考えている。

議長：大森線については、普通でいってはどうかと、基幹道であれば採択もなかなか難しいのではないかと説明があったが、川村委員どうか。

川村茂：その森林面積をどういう取り方で1,000ha取ったかわからないが、大森程野線でも取れないはずはないわけで、しいて途中で降ろさなくても旧大森トンネルをしても、迂回路には十分達すると思うが、見方取り方で随分違うと思うが、再度お伺いする。

議長：その点と合わせて、基幹道となる可能性があるのかどうか、そこの辺りも含めて説明をお願いをする。

田岡建設課長（吾北村）：受益面積の件だが、本川村の方には長沢川口線という林道が右岸側にある。その関係で、大森からということになるとそれとの受益地が競合するということで長沢川口線の受益地を今回計画している林道に取り込むという形にはならないということで、受益地が少なくなるということである。

川村茂：広域でやっていただければ、負担も少なく済むし、県の事業であれば計画に沿って進むわけだが、普通林道というと採択がなかなか難しいのではないかと思うわけである。比較的伐期が近い時期に達しているので、かなり広い面積の個人の所有林というものはほとんど手がつけられない状態であるので、この際、基幹林道が必要だと私は思うので、再度お伺いする。

議長：程野戸中線というルートで上がっているが、最終的には県の方にお願いをしなければいけないわけだが、どちらでできるか、例えば大森も含んだ形で事務的に申請をしていくといったことでは、ご理解を願えないだろうか。

川村茂：大森の方じゃないと受益者の間伐の事業もあるが、ほとんど橋もないので、対岸に渡ることも難しく整備が全くされていない。そういった点でこういった事業の中で取り組めたら、早期にそういった解消策ができるんでないかというふうに思うわけで、あえてご質問をした。

議長：事務局からの返事をお願いする。

山中産業建設課長（本川村）：大森から長沢川口線へひっつけるとなると広域ではなかなか難しい。川口線へひっつけずに程野に行くルートを検討すれば、再度検討させていただけないか。

議長：再度検討というと事業名が、大森といった名前が出てこないがよいか。

山中産業建設課長（本川村）：名前が戸中線じゃなくて、程野大森ということになるかもわからないが。

議長：この線を 線又は 線ということができるか事務局に問う。

本山事務局長：言われる主旨は十分わかるので、県との調整段階で大森から可能であるという協議ができれば大森線に直させていただきたいと考えている。

議長：その辺りは、事務の方に任せていただけるか、川村委員に問う。

川村茂：了解。

議長：他に質問はないか問う。

山中治：26ページの保健と医療の充実についてお願いしたいと思う。この中で本川の国保診療所は存続するというので、皆さまに了解していただいているが、この中でも、仁淀病院との再建の図り方、拠点施設として高知大学医学部付属病院との連携を密にするということであるが、実は、本川村で現在医師の派遣を受けているの

は、自治医大卒の医師である。これも高知県で毎年2人しか入学できないという医科大学である。その中でも本川村は、僻地として県の方から派遣を受け、村の職員としての扱いで、現在やってきている。これも昭和60年から18年ぐらい続けてやってきているので、これが、仮に合併した場合に高知医科大学との連携ということになると今までの自治医科大学との連携の中は、どのようになるかと思ってお尋ねしたい。

この県から派遣を受けている村の職員としての医師の扱いでも、やはり給与面でも県の医療職に基づいてやっているものなので、経済的にも非常に楽にやっつけられる医師を雇っていただいているということであるので、今後もそういうふうには継続をしていただけるように計らっていただきたい。

会長（議長）：基本的に本川地区を無医村地区にはしない、これは皆さんと合意ができたところである。そして、その手法として何をするのか、まず、自治医大の派遣を受けるといったことは当然やっていきたいと思っている。今、仁淀病院の院長と話す中で、本川の診療所と医療面でネットワークも図りたいと考えている。つまり、人材派遣だけでなくして医療面で高知医科大学と連携したいという意味であるので、即、自治医科大学を止めて高知医科大学1本で行くとかといった思いではない。ただ、自治医科大学の派遣については、今、来るか来ないかなかなか今ここで言い切りができない。そういった時であっても仁淀病院からの出張診療を行う。そういった患者さんの中で、高度な医療が必要な方については、高知医科大学と連携をするといった意味であるので、心配されている無医村であるとか、経済的な面であるとか、そういった面は心配ないと私は思っている。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：それぞれの委員の皆さんからご意見をいただき、事務局の方から改善案、現状維持といった問題があった。本案は原案のとおり同意することにご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第45号 新町建設計画の策定については、原案のとおり同意された旨宣告する。

#### 《小委員会報告》

議長：議事進行の順序を変更するというご承知をいただいていた「小委員会報告第4号 議員定数等検討小委員会報告についてを議題とする旨宣告する。

議会議員の定数及び任期については、前回の協議会において継続協議とさせていただき、小委員会に対しては、住民の皆さまの声を踏まえた再協議をお願いしていた。その後、小委員会を開催しているので、伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程第7条の規定に基づき、黒石委員長から協議結果の報告を求める。

黒石利武委員長：伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程第7条に基づき、ご報告させていただく。

資料1ページをお開きください。先月の協議会で、会長より、当小委員会に対して、住民の皆さまの声を踏まえて再協議を行うよう依頼があったので、12月3日に第7回の議員定数等検討小委員会を開催した。

協議内容については、資料2ページ第7回のところに記載しており、住民グループ

や伊野町区長連合会からの要望並びにご意見箱コーナーや住民説明会等の多くの住民の皆さまからのご意見についてであった。

協議の結果については、資料3ページにまとめさせていただいている。当日、協議の進め方について、各委員から、様々なご意見が示されたが、第6回の小委員会でまとめた意見の集約は、在任特例を望む声や設置選挙を望む声など住民の皆さまの様々な声を踏まえ、各委員が、それぞれの考えを述べ、十分な議論を尽くした結果としてまとめたものであるという意見が委員の過半数を占めたことから、住民の皆さまの声について、これまでと違った角度から協議することには至らなかった。

小委員会としての意見集約については、資料4ページにまとめさせていただいている。

選定理由については、まとめ方を変えたことなどから、4ページの下段の線を引いた箇所に内容の変わらない程度の修正を加えているが、小委員会として決定した意見については、11月の協議会報告と同じ内容となっていることから、議員定数等検討小委員会の報告に重きをおいてくださることを念じ、委員会報告とさせていただく。

議長：前回の協議会では、小委員会のあり方や会の進め方などに関して、ご意見があったことから、こうしたご意見を踏まえて、小委員会には、再協議をお願いしたものである。

協議の結果については、先ほど、黒石委員長から、小委員会の意見は、住民の皆さまの様々な声を踏まえて議論をした結果として集約したものであり、意見集約については、前回の協議会で報告した内容に変更のない旨の報告がなされたので、本日は、小委員会で集約された意見をもとに、協議を進めていく旨申し述べる。

議長：それでは、小委員会報告第4号 議員定数等検討小委員会報告についての委員長報告を終わらせていただき、引き続き、資料15ページからの協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて〔協定項目第7号〕を議題とする旨宣告する。資料については、前回説明させていただいているので割愛させていただき、資料19ページの調整の方針（案）につき協議を行いたいと思う。

この調整案について、ご意見ご異議はないか問う。

浜田孝介：この調整方針案のところで、「議会議員の報酬等については、同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。」とあるが、これからどうなるかわからないが、私の印象ではおそらく在任特例を適用する方向になるのではないかというふうに考えており、その前提で、お尋ねと意見を申し述べたいと思う。

ここに書かれているように同規模の自治体の例を見て、調整するのはいいが、もし、在任特例を適用するということになれば、在任特例の期間中は、せめて現町村の報酬を継続していくという考え方をとるべきじゃないかというふうに私は思っている。なぜかというと、本来合併の主旨は行財政の改革ということであって、住民の多くも合併によって、議員に関する経費が節減できるだろうという期待はしているし、それに応える努力はすべきだと思う。ただ、在任特例をとって、しかも高い水準に合わすということになると、合併をすることによって本来期待されるべき、議員の経費が一時的に増えるということになるわけである。私の試算では、そんなに差額が多く出るとも思わないが、やはり合併の本旨に基づく、議員としての良識をそこで示す必要があるのではないかというふうに思う。もちろん、在任特例を適用

する期間が過ぎた後は、特例期間じゃないので別途、ここに書いてあるようにいろいろな基準でお考えになることはいいと思うが、とりあえず今、想定されているのは1年8ヶ月だが、合併することによってその間に議員の経費が増えるということは、本来あるべき姿でない。減らすべきだと思うが、減らないまでもせめて現状維持でやっていくという議員の良識を示すべきでないかと思う。

こういう例が他にないかという、非常に少ないが例はある。当初は自治省がかなり難色を示していたが、それを実行しているところもあるので、やはりこの問題については在任特例をとるという結果になれば、せめてその期間については、ここに書いてあるような、自動的に同規模の自治体の例に合わせてやるのでなしに、別途特例期間中の特例をとるべきだというふうに考えている。意見めいたことではあるが、主張しておきたいと思う。

議長：現時点では、意見として受け止めておきたいと思う。

筒井静一：調整方針の中で、在任特例を適用した場合に、平成18年5月31日まで引き続き新町の議会議員として在任をすると、こういうことになっているが、18年5月31日を限定した理由について、再度お尋ねしたいと思う。

黒石利武委員長：資料5ページの「在任期間の理由」を次のとおり読み上げる。「在任の期間については、合併までのプロセスや地域のことを熟知した現在の議員が責任をもって、実質上、新町のスタートとなる平成17年度当初予算を審議し、執行状況を確認した上で、平成18年度当初予算の審議を行ない、次の議員に引き継ぐことが適当と思われることから、平成18年3月議会の終了後に、在任特例終了後の一般選挙を行うべきと考える。」

議長：3月議会終了後に選挙をする期間が2ヶ月ということか。

黒石利武委員長：3月議会が3月末いっぱいかかることもありうる。4月でもということであるが卒業式、入学式などがあり、5月末ということであればそれから手前に組織議会とかいろいろあって、5月内の投票日がいいであろうと考えることから5月31日という日にちを見たわけである。

議長：理由が委員長の方から報告があったが、筒井委員によろしいか問う。他にないか問う。

長崎譲：小委員会委員長報告を承認しがたい。そういう立場から意見を述べさせていただきたい。合併までのプロセスを熟知した議員とあるが、経過はその都度住民に合併協議会だよりで報告もされており、誰がでてその仕事は立派にこなせると思う。一概に現在の議員でないと合併後もスムーズにやっていけないという発想は、間違っているように思う。さらに合併すれば面積が広く新人の議員では目が届かないような印象を受ける。しかし誰がやっても議員は議員としての職責があるので、広がるが、狭かるがそういうことは関係無しに、議員としての活動が出来ていくと思う。小委員会は11月7日に開催されているが、ここで在任特例適用の意見が集約されている。それまでの4回の小委員会は、延べ5時間くらいの審議しかやっていない。それで5回目に議員特例を適用するという意見が集約され、まとめ上げられている。聞いた話であるが、伊野町の議員なんかでも議員協議会を行って、在任特例適用か、設置選挙をするかという協議をし、協議会の中で特例の適用が決まったと、聞いているが第5回～第7回の小委員会の中では議員としての立場であれば、設置選挙の話は出てこないと思う。協議会の中でも小委員会の中でも。こういう

ような立場から前回指摘をしてきたとおり、住民の民意、住民の本当の気持ちこれがどの程度斟酌されてこういう結果が出てきているのか、そこが知りたい。

5ヶ月間の空白があるが、この空白のなかで、住民のアンケートを取るとか、各団体の代表の意見を聴取するなどの手だてが出来たはずである。伊野町の場合伊野町の住民が最近チラシを出しているが、反響が大きい。この反響を見ると大変なことになっていくのではないかと危惧をするわけである。もう少し両方の意見を聞かれて、そうした立場に立って、公平な判断をしていただきたいということが大切ではないかと思う。また特別職は即解任である。町の職員にしても職員のスリム化をはかっていくということである。職員も減らず、特別職も解任であるのに、議員だけが特例を使うということはけしからん。という声が大変大きいということをお場で発表させていただく。それともう一点、選挙の話になるが、率直に言わせていただくが、設置選挙をする場合、小選挙区制を導入し、議員定数を24名、本川3名、吾北6名、伊野町15名とし、議員歳費は伊野町の議員歳費でやっていくという思案。第2回目の選挙からは全町一区の大選挙区とし、議員定数は20名、議員歳費は30万としてはいかがか。なぜならば議員歳費のことにもなるが、経験によると少ない。ほとんどの議員が仕事を持ちながら、仕事を持たない方は年金で生活をしながら、一方では議員活動を行っている。片手間にやっている。そのようなことから議会活動に日常専念をしていただくということからも、それくらいの生活保証はする。そうすれば若い方々もたくさん立候補するだろう。立派な町作りができるであろう。このようなことを考えた場合に設置選挙をやっていただきたい。新しい町で、新しい町長で、新しい議員でという形を願う。この考え方をどうとっていただくか、皆様のご意見を伺いたい。

議長：意見として発表していただいた。意見の中では設置選挙を求める。つまり小委員会の提案した調整事項案とは反対の意見であった。小委員会のメンバー以外の方で賛成の討論のある方をお願いします。

ないようであるので皆様にお諮りをする。

反対討論が出た。というのは全会一致みられないという結果になった。過去町名の時にも無記名投票を行った。そういった前例があるが投票といったことについてご意見を求める。

西川かず子：枝川の主婦の方からお電話をいただいた。息子は昨年リストラされて無職。夫は昨年夏からボーナスが出ていない。今年の冬も出ていない。悲痛な生活をしておる。そんな中でこの合併で41人の議員が居残って在任をとる議員は、自分の投票した議員にはいないと思うが、あなたは委員であるから声を大にして意見を言ってほしいと言われた。小委員会の委員の一人であったが、私の意見はくみ取ってくださらないまま、第7回を終わっている。この合併は住民のために視野を向けて合併を成功していただければならないかと思う。中村市の市長がまだ住民にご理解を頂いてないので、平成16年8月は延期するという新聞報道がなされていたが、住民のご理解を得ないものを議員が理解をしたということで、合併の賛否を今日は問うだろうか、大変帰ってもたくさん電話があるかと思うが、そういうことの意味がたくさん出だした。会長、副会長、議長十分論議をしていただいて、この間の町名のように無記名の投票をして、住民がどれだけ不信を持っているか。委員の方々もよく意見を聞かれていると思うが、こんなに住民の方が悲痛は叫び声を上げ

ているにもかかわらず、白黒つけるというようなことはしてほしくない。もう少し経過を大切に、十分よかったという結果を生むべきである。

議長：この協議会も12回目である。県のほうへ審査を出さなくてはならない。2月には調印も行わなくてはならない。3月にはそれぞれの議会で議決をしていただかななくてはならない。そして議員の特例等に関しての小委員会について十分審議されたと認識している。今日この場で決するのが望ましいと思う。西川委員から今日すべきでないといった意見があったが、皆様から発言があればよいが。会長、副会長で少し協議するので、私の意見が間違っていれば副会長より調整もあるかと思う。

岡健市：P9に町村の沿革が出ているが、伊野町においては昭和29年3月、10月、30年1月と3回にわたって合併をしており、その時旧伊野町の議員が24名、宇治村16名、八田村12名、川内村14名、神谷村16名、三瀬村16名で、合計98名という議員がおり、議会の時には、執行部や傍聴人を合わせて200人を超える人数での議会であった。広い議場もなく、小学校の講堂やその他の会場を借りて議会を行った。その後、24名の議員数に納まったという経緯もある。

議長：午後2時10分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後2時32分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：西川委員の方から、正副会長で十分審議をし、今日採決するのか、しないのか決定をせよというとの意見をいただいた。

先ほど下の事務室で協議をした結果、まず、小委員会に付託をし十分に審議をしていただき回答があがってきた点、そして休憩中北川委員からも話があったが、委員全員には、「伊野町をよくする会」のからの文書が配送されているので、委員の皆さま方は、見られたと思う。第3点目は、平成16年10月1日の合併を皆さまに決めていただいているので、そういったことから今回の決定を諮らなくては、時間的に間に合わない危険性があるといったことから、決定をいたしたいということをお話したので、ご報告する。

その決定についてご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認める。小委員会から上がってきている案については、在任特例を使う点が第1点、その次に1年8ヶ月といった期間が出てきている。まず、採決の方法としては在任特例を使うか使わないか、任期は第2回目ではないかと思っている。つまり、反対であれば在任特例を使ってはいけないといった意見が多かったら、また別の方法で進みたいと思うし、在任特例を適用ということになれば任期については、再度、皆さまのご意見をいただきたいと思う。

隅田委員は県の職員であるので、投票には加わらないといった申し出があったので、それを承認したいと思うが、ご意見はないか問う。

委員：なしの声

議長：隅田委員には、これからの投票は辞退をしていただくことに決定した。

それでは、事務局に投票用紙の配布をお願いする。

(投票用紙の配布)

議長：事務局、投票について説明を求める。

土居内計画班長：投票用紙の1番上に記載してある「議会議会」とあるものを「議会議員」に訂正をお願いします。

第1案が在任特例を適用するという案、2案は、特例を適用せず、設置選挙を行うという案である。1案か2案どちらか支持する案にをつけていただくということで、お願いをする。

議長：確認の上、どちらかの案にをつけてください。

それでは、ただいまから、投票を行う。

(委員投票)

議長：投票が終わった旨宣告し、開票立会人を吾北、本川両村長さんをお願いしてよろしいか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、二人を開票立会人とする。

今、奇数の数字で投票をしている。つまり同点がないということであるが、もし無効票が出てきた場合にはその際に、私の票も入れさせていただきたいと思うが、ご了承願えるか問う。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認める。

午後2時41分に、開票のため暫時休憩する旨宣告

(休憩中 開票)

議長：午後2時43分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：開票結果について、事務局から発表をお願いします。

土居内計画班長：開票結果について事務局からご説明させていただく。

1案の在任特例を適用するの票が18票、2案の特例を適用せず、設置選挙を行うが17票という結果になった。

議長：以上のとおり、在任特例を適用するといった票が上回った。よって、在任特例を適用するといったことで、次に進めさせていただく。

任期について、1年8ヶ月といった案が出てきている。この1年8ヶ月に対するご意見ご質問がないか問う。

事務局の方からの投票用紙は、1年8ヶ月又は何ヶ月といった投票になるかと思う。この際、過半数を超えている分については採用したいと思うが、過半数でない場合には、上位2つで、再投票をしていただくことでご異議ないか問う。

筒井静一：1年8ヶ月という案とそれ以外ということになれば、投票に不公平が生ずるのではないかと思う。例えば2年なら2年、1年なら1年ということで区切って、いずれの案かということ質問しないと、バラバラに書けば、その点統一ができないということで、意思が統一できないのではないかというふうに思うが、ご意見を伺いたいと思う。

議長：まずは、小委員会から上がってきたのが1年8ヶ月とある。これは、小委員会を尊重すべきだと思う。他の月数についてご意見がないかお尋ねをしたところである。何か案があれば、ご意見をお願いしたい。

長崎讓：1年8ヶ月は長いと思う。できれば1年の期間でやっていただきたらと思う。

ただ、先ほどの結果が出たが、明日の新聞へ出た場合に、1票差ということは、か

なりチラシを出している方も気負い込むと思う。よしやるぞと構えられた場合に、大変な結果が生じてきやしないか、それを大変危惧をしている。

議長：決定した事項なので、事実は事実として受け止めなくてはならないと考えている。筒井委員からは1年8ヶ月と他の月数が記載されていないといったところで不公平ではないかというご質問があったことに対して、先ほど長崎委員から1年といった声があがったが、他の月数はないか問う。

北川一海：いくつも出しても選択に困ると思うので、1年8ヶ月が出ているので、今、長崎委員が言われた1年という、2つに1つでどうであろう。

議長：他の委員にお伺いする。1年と1年8ヶ月の2案でどうかといった意見があったがどうか。

西川かず子：1年8ヶ月が長いと、1年ということだが、住民側にたった場合は、私は最小限6ヶ月という意見を出したいと思う。

議長：6ヶ月、1年、1年8ヶ月と3案出てきた。ただ、1年を提案してくださった委員さん、6ヶ月を提案してくださった委員さんに、10月から6ヶ月であれば3月議会、そして、4月の入学式等があるので、それに2ヶ月加えるとといった案はないか問う。1年も9月議会が9月の最後までであるので、それから選挙をするとなるともう2ヶ月不足といったお考えはないか問う。

長崎譲：8ヶ月に訂正する。

議長：8ヶ月と1年8ヶ月の2つの案が出たが、この2つで採決してよろしいかご異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：ご異議なしと認め、事務局に投票用紙の配布と説明を求める。

土居内計画班長：第1案が1年8ヶ月という案、2案は、8ヶ月という案である。1案か2案どちらか支持する案に をつけていただくということで、お願いをする。  
(投票用紙の配布)

議長：ただいまから、投票を行う。

(委員投票)

議長：投票が終わった旨宣告する。

議長：午後2時55分に、開票のため暫時休憩する旨宣告

(休憩中 開票)

議長：午後2時56分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：開票結果について、事務局から発表をお願いします。

土居内計画班長：開票結果について事務局からご説明させていただく。

1案の1年8ヶ月の票が15票、2案の8ヶ月が20票という結果になった。

議長：事務局からの結果発表のあったとおり、8ヶ月で決定をした。

次に、在任特例適用後の議会議員の定数を何人とするのかを議題とする。これについては、小委員会の方から3つの案が出ている。26名、24名以内、そして20名という案が出ている。26名か、24名以内でいったん投票したいと思う。24名以内ということになれば、それ以下の数字で再度投票しなければいけないということになる。

議長：午後2時58分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後2時59分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：小委員会からの報告のあっている1案26人、2案が24人以内、3案が20人、この場合第2案が多かった場合には、再度人数を決定したいと思う。

浜田孝介：例えば24人以内の案と20人の案を足して過半数になったら、どうなるか。20人は24人以内であるので、含まれると思うがどうか。結局またしなければいけないのではないかと。

議長：2案が1番多ければ再度やらなければならない。3案または1案であれば1回で済むということである。

浜田孝介：24人以内だから、本当に24人と思って書いた人も、20人と書いた人も同じ枠に入ってくるのではないかと。

議長：再度確認する。1案は26人、2案は24人以内というのは21から24の間の数字である。3案は20人である。このように理解をしていたが、1案と2案で最初に投票をする。26人と24人以内の2案で投票を行う。

議長：事務局に投票用紙の配布と説明を求める。

土居内計画班長：第1案が26人という案、2案は、24人以内という案である。2案の24人以内が多ければ、再度24人以内で投票するというふうなことで進めさせていただきたいと考えているので、1案か2案どちらか支持する案にをつけていただくということで、お願いをする。

（投票用紙の配布）

議長：ただいまから、投票を行う。

（委員投票）

議長：投票が終わった旨宣告する。

議長：午後3時6分に、開票のため暫時休憩する旨宣告

（休憩中 開票）

議長：午後3時8分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：開票結果について、事務局から発表をお願いする。

土居内計画班長：開票結果について事務局からご説明させていただく。

1案の26人が5票、2案の24人以内が30票という結果になった。

議長：24人以内で決定した。24人から20人の間の数字でよいか、あるいはもう少し絞り込んだ案はないか問う。

よろしければ、それぞれ支持する数字を記載していただき、過半数を超えている数字があれば、それを採用する。ただし、全てが過半数を超えない場合には、上位2つを再投票したいと思う。

本山事務局長：議員の定数は、採決する場合議長を除いて奇数になる方が好ましいため、偶数の方がよい。

議長：偶数で投票を行いたいと思うが、ご異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：ご異議なしと認め、1案20人、2案22人、3案24人で投票を行いたいと思う。

議長：午後 3 時 11 分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後 3 時 23 再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：事務局に投票用紙の配布と説明を求める。

土居内計画班長：第 1 案が 24 人という案、2 案が 22 人、3 案が 20 人という案である。1 案から 3 案のうち支持する案に をつけていただくということで、お願いをする。

（投票用紙の配布）

議長：事務局からの説明のとおり をつけていただくが、投票の結果過半数に不足なくとも 1 番多いところを採用したいと思う。そして同数であれば、再度投票をしたいと思うので了承を願う。

議長：ただいまから、投票を行う。

（委員投票）

議長：投票が終わった旨宣告する。

議長：午後 3 時 26 分に、開票のため暫時休憩する旨宣告

（休憩中 開票）

議長：午後 3 時 28 分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：開票結果について、事務局から発表をお願いする。

土居内計画班長：開票結果について事務局からご説明させていただく。

1 案の 24 人が 18 票、2 案の 22 人が 4 票、3 案の 20 人が 13 票という結果になった。

議長：第 1 案 24 人と決定した。

次に、在任期間特例適用後の一般選挙において、人口に比例した選挙区を設けるかどうかについてお諮りをしたいと思う。選挙区を設けること、設けないことに賛成反対の意見はないか問う。

投票といった形でご異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：ご異議なしと認め、主旨について再度、事務局に説明を求める。

土居内計画班長：選挙区について説明をする。選挙区を設ける場合については、合併の際に地域が広大になるとかいった理由がある場合、選挙区を設けることができるとされている。通常の場合には、市町村の場合、選挙区を設けずに全圏 1 区でやっているが、合併の場合に、選挙区を設けるといった手法をとるところが出てきている。選挙区については、合併の際の最初の選挙に限らず、その後においても選挙区を設けることができるというふうにされているが、人口に比例をしない選挙区の定数については、設置選挙を行う場合のみのことで、最初に選挙をする際のみということになる。在任特例を使った場合には、人口に比例をした選挙区を設けなければならないというふうにされている。今回選挙区を設けるのか設けないのかということについて、ご協議をお願いしたいという主旨である。

資料 22 ページ、 に在任特例ということで表記をさせていただいている。その一番下の表になるが、在任特例終了後の一般選挙において選挙区を設ける場合、人口

比例ということで票をつけさせていただいている。先ほどの投票結果により議員定数が24人ということになったので、人口に比例をして選挙区を設ける場合、伊野地区20人、吾北地区3人、本川地区1人という定数になる。こういった定数で選挙区を設けるのか、全町1区で選挙するのかといったご協議をしていただきたいということである。

議長：事務局の説明について、ご意見はないか。これに対して、賛成、反対のご意見があればお受けしたいと思う。協議の中で決めていくのか、投票で決めていくのかのところを判断しているところである。

投票といった形でご異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：ご異議なしと認め、事務局に投票用紙の配布と説明を求める。

本山事務局長：第1案が選挙区を設けるという案、2案が選挙区を設けないという案である。1案か2案のうち支持する案にをつけていただくということで、お願いをする。

（投票用紙の配布）

議長：1案で選挙区を設けた場合は、伊野20人、吾北3人、本川1人となる。設けない場合はわからない。ただいまから、投票を行う。

（委員投票）

議長：投票が終わった旨宣告する。

議長：午後3時37分に、開票のため暫時休憩する旨宣告

（休憩中 開票）

議長：午後3時39分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：開票結果について、事務局から発表をお願いする。

土居内計画班長：開票結果について事務局からご説明させていただく。

1案の選挙区を設けるが15票、2案の選挙区を設けないが20票という結果になった。

議長：選挙区を設けないで決定した。

資料19ページの調整方針案の4つ目の については、浜田委員からご意見があった。「議会議員の報酬等については、同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。」この案については、現在の報酬でいくのか、また、下げていくのかといった議論があると思う。合併までに調整する。つまり、この法定協議会がなくなっても、法定協議会後に合併に向けた体制も整うことから、そういった中で検討するといったことでよろしいか問う。

委員：異議なしの声

議長：ご異議なしと認め、浜田委員の意見も念頭にいれ、今後検討していきたいと思う。

協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、協議の結果、調整方針案の期間を平成17年5月31日と修正し、同意された旨宣告する。

議長：協議第15号 地域審議会の取扱いについて〔協定項目第6号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

北川計画班員：地域審議会については、平成15年5月23日の第5回協議会において、協議の延期のご承認をいただいていたが、平成15年11月13日に地方制度調査会から最終答申が出されたので、その内容も検討した上で今回提案させていただく。制度、役割並びに関係法令等については、すでに説明させていただいているので省略させていただく。11ページには、第27次地方制度調査会答申内容の整理をさせていただいている。基礎自治体のあるべき姿、その自治体に応じた権限の委譲範囲並びに住民の意識改革について答申されている。小規模市町村の人口を示す数値の明記は、賛否両論がたびたび報道されていたが、1万人を目安とし、県知事が合併を勧告する場合に考慮すべき事項、小規模市町村の組織体制や事務の執行方法も具体的に示されている。

また、地域自治組織を設置する場合の組織タイプについても、法人格を有しないタイプの構成員は条例で定め、法人格を有するタイプの構成員は、規約で定められることを示しているが、いずれも無報酬を原則としている。いずれのタイプも自治組織の長は、基礎自治体の長が選任するが、組織の財源は、基礎自治体の予算内で措置する方法と移転財源による方法が考えられている。

これらのことから、「自然豊かな特色を生かし、地域の発展を住民と共に進めていくため総合支所方式とし、かつ、各種団体等との連携を一層強化し、新町の一体性を確保することから、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4に規定する地域審議会については設置しない。」という調整方針案をご提案申し上げるので、ご協議をお願いする。

議長：補足説明をさせていただく。先ほどの議員の任期の特例が8ヶ月適用になった。そして、今考えているのは、特例後の選挙で、小選挙区を設けないという結論にも達した。つまり、今の議員さんより、少ない数の議員さんが出てくる地域がある。そういったところをカバーするための地域審議会といったものではあるが、総合支所方式、つまりそこには支所長といったトップをおくということも今後検討していくし、伊野町の例を申し上げると区長会といったものもある。その区長会と行政とは、年に1回会を開いているし、年度当初には要望書も上がってきて、区長さんも随時、役場との協議事項ができています。こういった区長会、部落長会、そういった組織が、地元の意見を行政にあげてくる、これも一つの民意の酌み取り方ではないかと考えている。つまり、合併後、区長会、部落長会の組織と執行部との話し合いを充実させていきたいといった思いがあり、事務局案の中で審議会を設置しないといったことになっている。そういったこともご理解をさせていただきながらご審議をお願いしたいと思う。何かご質問はないか問う。

長崎譲：区長会との関連はどうか。区長会と行政のクッションとなるかどうか、また、構成メンバーとして何名くらいになるのか、そこらあたりの見解をお伺いしたい。

議長：伊野町で、区長さんは132名いる。地域によると、区長連合長があって、エリアを少しずつ分けて、議員数と同じぐらいの24人ぐらいをそれぞれ地域の区長連合長としてあげていただき、そこと執行部と議論を交わしていただきたい。要するに地元の意見を発表していただきたい。それに対して、執行部ができるかどうかというお答えをしていきたいというように思っている。

筒井静一：5月の提案をされた際に、地域審議会を設置すべきであると、そういう提案をした一人として意見を申し上げたいと思う。今、提案をされたように地域審議会

を置かない理由として、総合支所制を設置をするということが理由になっている。考えてみれば総合支所にしても、普通の支所にしても役場の一機関に過ぎないと思う。そういう意味で、住民の意識、意見というものを十分に反映をして、そのことについて解決を図るという機能は持ってないと思う。しかも、総合支所というのは考えてみれば、アンケートにもあったように役場の職員を減員すべきであるというのが、アンケートの中で第3位になっている。しかも、行政のスリム化、適性化というようなことが、大きく取り上げられている今日において、総合支所制ということを考えてみた場合に、佐川の町長さんが言われたように「総合支所は設けるけれども、2～3年したら廃所する」ということも、伝わってきているし、そのことが、越知町の協議会からの脱退をも招いているわけである。そういうことを考えてみた場合に、総合支所が永久に続くということは考えられないということから、この設置をしないという案については賛成できない。

地区長会、あるいは部落長会がこれに代わるのではないかというお話だが、私の経験では、地区長会、部落長会の意向というものが、従前的に反映をされていない傾向があるということが、今までの経験上わかっているわけである。

そういうような意味からも審議会と区長会とが同列ということは言えないと判断をして、審議会は設けるべきであるということを主張したいと思う。

第2点目には、12月11日の高知新聞小社会に、昭和の合併で周辺町村が非常に衰退をしたということを述べている。事実、この間に消滅集落、あるいは限界集落が増加をしているわけである。しかも、小学校、中学校の統合が頻繁に行われた事実もある。地方というか、山間僻地は非常に衰退をしている。そういうことを考えてみた場合に、政府が考えているように中山間地域の住民意向を汲み取る機関として、審議会の役割というものは、非常に大きいと思う。そのことについてもご意見をお伺いしたいと思う。

また、高知市と、鏡村、土佐山村の合併の際に、鏡村、土佐山村が審議회를設けるべきであるという主張をしたわけであるが、高知市との話し合いによって、そういう問題は高知の中山間地帯にも生じていると、全て包含をして、中山間地振興審議회를設けるということが、高知新聞にも出ていたわけで、審議会の意味合いというものは非常に大きい。しかも、ただ今、小選挙区制が否定をされた今日、地域を代表する議員が出ない傾向も見受けられるところから、どうしても地域の均衡ある発展を図るためには、審議会の設置が必要でないかというふうに思うが、このことについてのご意見をお伺いしたいと思う。

議長：筒井委員からだんだんのお話があったが、本川村の方での部落長会、区長会の動きといったものはどのようなものか問う。

中平一三：本川村での部落長の人選は、自ら立候補してやる部落長は一人もいない。ましてや、各地域は山間僻地のために回覧板を配っていくということは、車に乗れる人でなければ、不可能ということで、老人はまず無理であり、また女性の方の中では免許を持っているのが少ないということで、若い者にやってくれということで、ところが、若い者がいないので、皆が逃げ腰になっている。毎年毎年家順でやっている状態で、部落長の仕事をやっている人が徐々に減ってきている。一度引き受けたら、何年も何年もずっと続ける地区もある。

ましてや、役場の統合で役場とのつながりがこのような重要な役目を果たされたん

だということになると、なおさら、人選に苦慮する地区が出てくるのではなかろうかと思う。

年に1回地区長が集まったの会合を本川の役場で毎年やっていたが、今後、総合支所というところでやるのか、伊野まで出て行って会へ参加させてもらえるのか、ちょっと疑問に思えるが、今、言ったように学校の生徒も点在していないので、部落長が学校の文書等も配布しなければならない。天候にも左右されながら、大変苦労しているところである。

今後、村議会議員の役割を年に1回くらいやるということは、これはとてもよう負わないというような地区が出てこようと心配している。

岡健市：伊野町では、132人の区長連合会の中で理事会というものがある。区長の持っている世帯で、一番少ないところで7～8世帯、多いところで220世帯と差がある。各区によっては班長なども作り、運営している。しかし、非常に文書等も多く、多忙な班長さんの場合には文書の配布も遅れたりする場合もあるが、副班長制度をとっているところもあり、できるだけ速やかに行くようにしている。

年1回の総会も開催している。

議長：筒井委員も言われたが、地域の声が届きにくい、これは私も考えたところである。その時に無償の地域審議会をつくるのか、又は、有償の区長会を活用するのかそこを検討するところであって、決して地域の声を吸い上げないということではない。中平委員が区長のなり手がいないといったことを言われたが、なおさら無償の審議会の委員さんのなり手がいないと思われるのではないか。それならば、有償ボランティアとしての区長さんが、地域の声を吸い上げてやって、そこで、会議を行っていくということを提案したわけである。

筒井静一：現在の部落長会の規約については、決議事項がない。そういう意味で設置を申し上げたが、議長の言われたように、区長会の再編成をし広く意見を吸い上げるような組織になればそれでよい。

議長：区長会も規約を改正し、審議会同様の意見が町執行部に上がってくるような組織にしたい。

浜田孝介：基本的には調整案に賛成だが、今後一つになるので、区長会についても審議会の役割を持たすように規約を変えていくと、内容的に似通ったものになるということか。

議長：制度が同じということではなしに、中山間の声が聞こえてこない、送れないといったことをなくすようにしたいと思う。全体会も今までどおり行うし、区長連合長さんの24名くらいの方と執行部との協議も行うし、伊野でやっているようにそれぞれの区長の要望もお聞きしたい。地域審議会に準ずるは準ずるが、どこまでかということについてはまだこれから検討していきたい。

浜田孝介：準ずるように調整していくことはよいが、私が、懸念しているのは、審議会には法の裏付けがあるため、今の区長会とはかなり違ったものと思う。できるだけ、この地域審議会の精神に合致したものに、現在ある部落会などを改善してもらって、一つにまとめてもらえればそれはいいと思う。わざわざ地域審議会をつくらなくてもいいと思う。そういうことがある程度見えていないと今のままでは機能が発揮されないのではないかとということを確認させていただいた。

議長：執行部に対して意見を述べるができる場を作りたいといった思いである。

長崎議：総合支所へ一定の権限を持たすということは、どれくらいの権限を考えておられるのか。

議長：まだ調整をしていないが、例えば3,000万円以下の工事請負などの専決規程等を考えている。かなりの権限を持っていただきたいと考えている。

中平一三：各種団体等の補助機関とは、婦人会等のことかお尋ねする。

北川計画班員：そういうことである。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することにご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：ご異議なしと認め、協議第15号 地域審議会の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

#### 《協議事項》

議長：協議第46号 条例・規則の取扱いについて〔協定項目第12号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

森木推進班員：3町村の例規集に登載されている条例・規則等の総数は1,118件であるが、このほかにも各町村でお持ちの要綱などが、300件程度事務局に提出されている。これらは、新町発足時にすべて失効するので、新町長が選ばれるまでの間は、3町村の中から協議により町長職務執行者を定め、地方自治法並びに、同法施行令の規程に基づき制定し、施行をしていくこととなる。

調整方針としては、「条例及び規則等については、合併協議会で同意を得た各種調整方針に基づき以下の区分により整備をする。

- ・合併時に町長職務執行者の専決処分または職権により、即時制定し施行をするもの（ほとんどの規程は、これに該当するものと思われる。）
- ・（新町の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として）一定の地域に引き続き施行をするもの
- ・（職務執行者の専決処分になじまないものや新町発足時に必要のないものについては）合併後逐次に制定し施行をするもの」という調整方針案をご提案申し上げますので、ご協議をお願いします。

議長：何か質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することにご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：ご異議なしと認め、協議第46号 条例・規則等の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第47号 一部事務組合等の取扱いについて〔協定項目第14号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

本山事務局長：伊野町及び吾北村が隣接市町村と圏域で構成している一部事務組合は5組合ある。2町村で組織をしているものについては、一般的にはどちらかの町村が消滅するとその組合は解散をするということになっているが、合併特例法の規定に

より、規約等の改正をすることにより存続をしていくという特例があるので、仁淀地区国民健康保険病院組合については、「合併特例法第9条の2の規定により、合併の前に規約を変更し、現行のとおり存続する。共同する事務は新町の全区域を対象として行う。」

仁淀川下流衛生事務組合については、「合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野地区を対象として加入する。」

仁淀消防組合については、「合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野・吾北地区と、本川村の非常備消防を対象として加入する。」

仁淀川中央清掃事務組合については、「合併特例法第9条の2の規定により、合併の前に規約を変更し、現行のとおり存続する。共同する事務は新町の全区域を対象として行う。」

高知中央西部焼却処理事務組合については、「合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野・吾北地区を対象として加入する。」

次に、本川村が隣接市町村と圏域で構成している一部事務組合は、10組合ある。いずれも合併の日の前日に一度脱退するが、事務局については、「合併の日に新町の本川・吾北地区を対象として加入する。」

衛生センター（し尿処理）については、「合併の日に新町の本川・吾北地区を対象として加入する。」

清掃センター（ごみ処理）、最終処分場、老人ホーム大豊園、老人ホーム嶺北荘については、「合併の日に新町の本川地区を対象として加入する。」

常備消防については、「合併の日の前日を持って脱退し、合併の日に新町の本川地区を対象として加入する。期間は平成20年3月31日までとし、その後は仁淀消防吾北分署の管轄区域とする。分署の建物は、新町が引き取り、公共施設として広く活用する。」

非常備消防については、「合併の日の前日をもって脱退する。公債費残高は新町に引き継ぐ。」

介護認定審査会、広域政策室については、「合併の日の前日をもって脱退する。」

なお、嶺北教育研究所については、16年3月31日で解散をするということになっている。

全県下的な一部事務組合は7組合あり、いずれも「合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全区域を対象として加入する。」

以上、調整方針案をご提案申し上げますので、ご協議をお願いします。

議長：何か質問はないか問う。

曾我部義晴：仁淀地区国民健康保険組合について、議長である会長にお尋ねをしたい。先ほどの建設計画の案については、原案通り決定されて、その26ページの中に、仁淀病院の整備充実ということが出ていた。去る12月12日の高知新聞の記事に、「日高村は仁淀病院運営から脱退」という見出しが出ていた。内容を見てみると「仁淀病院は、伊野町が82%、日高村が18%の負担率で運営する自治体病院である。」ということで、「平成15年度当初予算では日高村は、約2千万円の負担金を計上している。」ということが出ていますが、逆算すると伊野町は9,100万円を負担している。合計で1億1,100万円がこの病院を運営していることになる。先だっの会で、会長は、人件費等の節減を図って平成14年度決算で仁淀病院は黒字

であったと言われたが、この記事で中野村長は「仁淀病院について、病院施設の老朽化が進んでいる。建て直しとなると村は負担に耐えられない。周辺の医療機関が充実する状況を考えても、病院運営は見直すべき。」ということを書いているが、この周辺の医療機関というのは、土佐市民病院の改築のことだろうと思うし、また佐川町立病院もあることだと思う。

この辺について、日高村がこれを脱退をしても、新しいいの町の医療機関として、さらに整備を進めてほしいというように考えているが、会長はどのようなお考えかお尋ねする。

会長（議長）：曾我部委員のご意見と同じである。まだ、日高村さんからは正式な話があっていない。脱退するのにどういった条件があるのかといったことも聞いていない。ただ、日高村の人口が6,300人で、新しいいの町になると3,500人と700人が入ってくる。人口割から考えるとあまり影響はないのではないかなと思う。ただ、日高村そのものの医療行政をどう考えているのか、まだそこも詳しくは聞いていないので、3月議会までには、そういったこともお話を聞かねばならないが、伊野町単独になっても仁淀病院はきちんと再建をして参りたいと考えているところである。

曾我部義晴：国民健康保険病院であれば赤字補填は国からも、県からもあると思うので、よろしく願いしたい。

それから嶺北の広域事務組合だが、これは副会長である本川村長にお尋ねしたい。嶺北の広域消防は、本川村長は理事であると思うが、この留意事項の中に、「合併に伴い本川村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として平成19年度まで加入することになり、その後は仁淀消防吾北分署の管轄区域となる。この移行期間に、分署で不足する消防職員は、仁淀消防から派遣することになる。」ということになっているが、後4年ぐらいの間に消防職員を何名くらい派遣するということになるのかお尋ねする。

山中安夫：職員の退職の問題であろうかと思うが、順次嶺北広域の退職者を当て込み、それへ補充してもらおうという形で調整をしている。

曾我部義晴：これに関連して平成14年度の嶺北消防に対する負担金で、本川村は3,300万円支出している。この職員を派遣して、それと別にこれに相当した金額を負担していくのか尋ねる。

山中安夫：今、3,300万円支出しているが、仁淀消防から職員を派遣した場合には、その分が減額されていくということである。

曾我部義晴：簡単に言えば、職員は派遣するが、それから負担金は減額されても嶺北消防が見るということか。

山中安夫：例えば、平成18年に本川出張所のほうが減るが、そうなった場合に仁淀消防から派遣をしていただくということになれば、その分の給料を仁淀消防で出すので、嶺北広域行政事務組合の方へは、3,300万円から人件費分が2名分減るという形で、調整をして最終的には0になるということである。

曾我部義晴：わかりました。

留意事項の中の一番下の方にある、「分署の建物（建築費54,075,000円）については、新町が引き取る必要がある。」ということで、これは期間が平成20年3月31日までだと思うが、これは建築価格がこれだけなのか。

山中安夫：そうである。それで償却等が出てくるので、そこまでの計算はしていないが、  
順次やって償却を出した残りの残額を引き取るということになる。

曾我部義晴：引き取りの時点で、減価償却をして引き取るということか。

山中安夫：そうである。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第47号 一部事務組合の取扱いについては原案のとおり  
同意された旨宣告する。

議長：協議第48号 各種団体への補助金、交付金の取扱いについて〔協定項目第17  
- 1号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

本山事務局長：この件については、補助金の出し方が特異であるため、皆さまにご協議  
をしておきたいという考え方である。

本川村開発公社は、昭和49年6月3日に設立され、諸般の観光振興等に先駆者的  
な役割を担ってきたところであるが、その役員構成は行政から5人、議会議員が4  
人、産業団体から4人ということで、発足当初は職員も雇用していた。しかしなが  
ら、新寒風山トンネルが開通後の運営状況の分析の結果、公社独自での運営を続け  
ていくことは困難との結論に至り、平成11年12月末日をもって全職員を整理退  
職させたところである。その後も地元資本力の少ない地域の活性化のため、行政と  
一体となって観光振興等に努めている。公社の事務は、村の企画振興課が担当して、  
現在、行政指導により発生した借入金の返済等の事務にあたっているのが現状であ  
る。

残金は38ページにお示しをしているとおりで、これらのことから「現行のとおり  
新町に引き継ぐ。」という調整方針案をご提案申し上げるので、ご協議をお願いす  
る。

議長：何か質問はないか問う。

曾我部義晴：この議案の中での補助額が、元金と利息をいれて2億2,200万円余り  
あることに驚いた。

本川の村長にお尋ねしたいが、これは入湯税を取っていないが、地方税法の第5条  
に市町村が課することができる税目のうちに、第5項に「鉱泉浴場所在の市町村は  
目的税として入湯税を課することとする」と明記されているが、これは当然課税を  
しなければならないと思うのだがどうだろうか。これがただ損失補償で議会に提案  
され議決をいただいているが、ここで明記されておれば、やはり入湯税を目的税と  
して取るべきじゃなからうかと思うがどうか。

また、これは起債の適用になっていないが、起債に適用になっていればある程度交  
付税で財源措置がされると思うが、全くないということで、入湯税も取っていない  
と、この辺をどのようにお考えになっておられるか、お聞きしたい。

山中安夫：入湯税については、当然のことであろうと思う。当村の観光振興といった面  
もあり、どれぐらいの収益が見込まれるかといったことも未定であったので、課税  
を保留という形でやってきたわけである。当然取るものは取らないといけないとい

うことで検討はしていたが、まだ取っていない。

曾我部義晴：村の観光振興ということは大事なことだが、地方自治体として取らなければいけない税金は当然取り、それを又還元さす方向へ持っていかないと、2億2千万円あまりも借金をしている。やはり、そこな辺を考えていかないと、今後、財政的な措置をしていただきたいと思えるわけである。

山中安夫：合併までにうちの議会の中の問題として十分に協議をさせていただき、合併までに結論を出すようにしたいと思う。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第48号 各種団体への補助金、交付金の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：午後4時34分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後4時43分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：協議第49号 広域行政事務組合の取扱いについて〔協定項目第23-2号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

別役総務班長：3町村に関わりのある広域行政事務組合には、伊野町と吾北村が構成市町村に入る「仁淀川広域市町村圏事務組合」と、本川村が構成町村に入る「嶺北広域市町村圏事務組合」の2つの広域行政組合があり、両組合ともに構成市町村からの出資金を持って運営されており、基金の出資状況については、40ページ下段にお示のとおりである。

その基金を元として、「仁淀川広域市町村圏事務組合」では、広域市町村圏計画の策定や、介護保険法に規定する介護認定審査会を設置しての審査判定などの事務についての共同処理を、また「嶺北広域市町村圏事務組合」では、広域市町村圏計画の策定や、嶺北流域林業振興計画の策定などを行い、それに基づく事業実施等についての共同処理を行っている。

合併に伴い、3町村の法人格が消滅することから、それぞれに現組合から脱退をして、新しい町としてあらためていずれかの組合へ加入するということになるため、仁淀川広域市町村圏事務組合については、「合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。」という調整の方針案を嶺北広域市町村圏事務組合については、「合併の日の前日をもって脱退する。」という調整の方針案をご提案申し上げますので、ご協議をお願いします。

議長：何か質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第49号 広域行政事務組合の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第50号 農林水産関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-12号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

天野推進班長：項目には水産事業も入っているが、3町村においては、事業を実施していないので、省略させていただいた旨、初めにお断りする。

42ページから50ページ、農業関係について

「農業振興地域整備計画」は、各町村ともに計画書の策定をしているが、新町になると、新たに策定の必要性がある。

「中山間地域等直接支払事業」は、国の補助事業として行っており、事業年度は平成16年度までなので、合併時には事業が引き続きおこなわれている。

「水田農業対策事業」は、県からの交付金を受け、転作の推進を行う事業であるが、水田のない本川村は該当しないので、2町村での調整となる。

「農地・農業用施設災害復旧事業」に関しては、受益者負担金の相違がある。農業用施設には、受益者負担がないが、農地の災害を復旧する場合、事業費の半分は国から補助金が出て、伊野町は、残りの事業費の20%を負担することになっており、吾北村は30%、本川村は50%、と伊野町よりも負担割合が大きくなっている。

「畜産振興」は、伊野町・吾北村では牛の畜産農家の方が、また、本川村にはキジ農家の方がおり、その生産物は町村の特産品にもなっている。

「農業資金利子補給費補助」は、各種補助制度の中でも利子補給制度は多く、新町では統一した制度に整備することとなるが、利子補給は長期にわたることから、合併時に補助を受けられている分については、継続することとなる。

45～50ページには、国や県の補助を受けながら、また、町村単独で実施している助成制度をあげている。

伊野町には町と農協が1億円ずつを出資し、その利息により事業を展開する、農業振興基金がある。また、廃農ビニールの処理等を助成する、農業振興事業費補助金制度を、農協との連携をもって実施している。吾北村では、県の補助金も活用し、集落営農の推進を図る事業を展開している。

本川村の嶺北地域園芸作物価格補償制度は、伊野町の制度と同じように、補助の一部を農協が負担していることから、新町発足後も農協は現状のとおりであるため、町内の3農協との調整も必要になってくることと思われる。

46ページは、土地の基盤整備のうち、ほ場整備等を単独で行っている事業。

「土地基盤整備事業」は、こうち農業確立支援事業という、県の補助を受けての事業であるが、実績のある伊野・吾北の2町村において、補助率の相違がある。

「道路等整備事業」は、各町村単独で行っているが、本川村は補助率が70%と、2町村の50%を上回っている。

「農業用水路・農地災害」は、吾北村では、農業用水路や農地の災害復旧についても単独補助を行っている。

「生産利用施設等」は、吾北村・本川村では、モノレールや、ビニールハウスの設置等にも補助を行っている。また、伊野町レンタルハウス整備事業と吾北村園芸団地整備特別対策事業については、県のレンタルハウス事業をうけての助成制度であるが、補助率の相違がみられる。

「近代化施設」は、県のこうち農業確立支援事業のメニューの一つとして、施設の

設置についての助成制度もある。

以上、農業振興助成制度については、単独で設定している事業が大変多いため、それに補助分も含めて、トータルでの検討・調整が必要であると思われる。

調整方針案として、「・農業振興地域整備計画については、事前に調整のうえ、合併後策定する。(これは、新町として統一した計画書を新たに策定するもの)・中山間地域等直接支払事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。・水田農業対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。・農地・農業用施設災害復旧事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後伊野町の例により統一する。(これは、受益者の負担割合が一番少ない、補助残の20%に統一するもの)・畜産振興については、現行のとおり新町に引き継ぐ。・農業資金利子補給費補助については、事前に調整のうえ、合併時統一する。・農業振興助成制度については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。(合併後、各関係機関との協議も踏まえて検討していくもの)」

#### 51 ページ、林業関係

「町村森林整備計画」は、各町村とも策定しており、農業の整備計画同様、新町として新たに策定することとなる。

「森林整備地域活動支援事業」は、国の制度を活用しての支援事業で、3町村共に導入をしている。

「鳥獣被害駆除防除対策事業」は、まず、正誤表のとおり本川村の報償費は、サル一頭につき1万円となっていることをお詫びする。新町の面積は広く、各地域によって有害鳥獣の種類も違い、それに伴う報償費も相違している現状である。また、伊野町では、駆除に協力いただいた方への賃金補助もあり、これらも合わせての調整が必要である。

「林業関係の補助事業」については、伊野町では「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業という名称で今年6月に交付要綱を定め、緑のダム構想に沿った事業展開を始めている。

個別に見て、53ページの間伐事業については、各町村共に要綱を定め事業を実施しているが、補助率の定め方には、かなりの相違がみられる。

54ページ、間伐材の搬出・出荷事業では、補助率の単位が正誤表のとおり、1立方m当たりとなっていることをお詫びする。補助額は3町村で相違している。また、同じく作業道の開設や、ミニ作業道の開設、作業ポイントの整備については、3町村共に事業として取り組んでいるが、その補助率等には相違があり、調整が必要となる。

作業道の路面整備以下については、3町村の内、2町村、あるいは1町村で行われている事業を掲載しており、当然のことながら、事業実施の有無、補助率の相違についての調整が必要となるが、その調整については、森林保全の観点からもあらゆる補助事業を活用しながら、また、補助のない部分についても財政の許す限り、事業の推進を図るよう検討することが大事ではないかと思われる。

林業関係の調整方針案として、「・町村森林整備計画については、合併後策定する。・森林整備地域活動支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。・鳥獣被害駆除防除対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。

・林業補助事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。」という調整の方針案をそれぞれご提案申し上げますので、ご協議をお願いする。

議長：何か質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第50号 農林水産関係事業の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第51号 建設関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-14号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：「町村道等」については、3町村の現況を掲載しており、「私道整備事業」については、単独事業として吾北村・本川村で実施しているが、補助率等に相違がある。「道路維持管理事業」については、伊野町では地区から要望があれば、職員が現地へ行き業者に発注しており、吾北村では、3人の臨時職員を道路工夫として雇用し、村内の道路の維持管理を行っている。本川村では森林組合と委託契約をして、維持管理をしている。「道路舗装事業」については、3町村においてそれぞれ相違があるものの、単独事業で対応している。「道路災害等事業」については、本川村のみとなっている。

「入札関係事務」については、3町村において若干の相違があるものの法令、条例等に基づき実施している。

「がけくずれ住家防災事業」については、町村単独事業と県補助事業の2種類があり、事業内容には、崖崩れの場合、いわゆる災害が起きた場合と、崖崩れの危険が予想される場合の対策、いわゆる予防の2種類があり、県事業と単独事業の違いは、崖の高さ(単独は3m以上、県は5m以上)等にある。事業を実施している町村は、単独事業では吾北村・本川村のみだが、2村において補助率に相違がある。県補助事業については、3町村において実施しているが、受益者負担に相違がある。伊野町は受益者負担は無し、吾北村は1/6以内、本川村は災害は5%、予防は15%となっている。

「がけ地近接等危険住宅移転事業」(国庫補助事業)については、吾北村のみの実績となっており、内容は資料に記載しているとおりである。

調整方針案を「・町村道等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。・私道整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。・道路維持管理事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。・道路舗装及び道路災害等事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。・入札関係事務については、事前に調整のうえ、伊野町の例により合併時統一する。

・がけくずれ住家防災対策事業について

町村単独事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。県単補助事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、本川村の例により合併後統一する。

・がけ地近接等危険住宅移転事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」という調整の方針案をそれぞれご提案申し上げますので、ご協議をお

願います。

議長：何か質問はないか問う。

長崎謙：62ページの「がけくずれ住家防災事業」について、これは補助率が伊野町は受益者負担が無しで、2村は負担があるが、これについてはどういうふうに統一をされるか、見通しを説明願いたい。

氏原事務局次長：調整方針案の方で申し述べたように、本川村の負担率で合併後統一するというので、災害については事業費の5%、予防については事業費の15%ということで統一をしていくという考え方である。

長崎謙：伊野町の場合、今まで受益者負担なしでずっと進めてきている。これから本川村並に取るということになると公平さを欠いて問題がおこりはしないかと心配をするが、この点はどうか。

議長：分科会の方で、建設関係で話をしているが、今日は課長補佐が出席しているが、補佐は課長から聞いているか問う。

西川建設課長補佐（伊野町）：課長からは金額的な面については聞いていないが、伊野町のなかでも段階的にやっていかなければならないとかというような検討はしているところである。

議長：今回の調整方針案は、「本川村の例により合併後統一する。」ということなので、災害の場合5%、予防の場合15%負担を取ることになっている。吾北村の課長さん分科会の協議内容の説明をお願いしたい。

田岡建設課長（吾北村）：「がけくずれ住家防災対策事業」というのは、まさに家の後ろのがけに対して、または前面に対しての防災のためにやる工事である。したがって、これらは場合によっては個人の財産を守るということに匹敵する。したがって、いくばくかの負担金を取るべきだというようなことで、専門委員会の方では結論を得て、本川村にあわそうという結論である。

議長：財産を守るという視点から、災害の場合には負担を軽く、予防の場合には少し多めにとった話し合いをされているようである。

長崎謙：予防という事業があるのか。初めて聞くが。

とにかく、災害がおこった場合、今までは全然負担がいらなかったが、今度から受益者負担があるということになると、思惑が違ったということになる。危険な地域は、それぞれあるわけだが、合併をしたから負担があるということになってくると、山手に住む、危険な地域におられる方々が大変問題になってきやしないかと心配をするわけであるが、そのあたりはどう考えられているか。

議長：伊野町では、予防では実施していない。つまり、県の財政の中で予防までは回らないといったのが現実だと思う。長崎委員の言われる災害で県単独事業が採用になったときの5%、これをどうするのかという質問であると思う。

負担0というのは、確かに地域の住民の皆さんにとってはいいことだと思う。予防については、私はとってもいいんじゃないかと思う。現実としては県の予算がつかないといけないわけである。

田岡建設課長（吾北村）：がけくずれに対しての、県の実態は、災害の場合にも1市町村1ないし2件である。予防の場合は全くないというのが今の県単の採択状況である。

議長：分科会の方で話があっているが、災害の場合はそれぐらいの件数であれば、5%

といったものを徴収しなくてもよいのではないかと事務局に問う。

本山事務局長：この場合は、個人の財産を守るという意味から受益者負担を徴収するというもので、急傾斜の事業では受益者負担が0となっている。

田岡建設課長（吾北村）：急傾については0である。急傾斜と県単のがけとはちょっと内容が違っている。

議長：修正をかけて、災害の場合は0、予防の場合は今のところ県としては、財政的に実施できていないというのが現実であるが、予防は15%で残すとかいった修正案でいかなものか。

北川一海：そうすると今までのがけをやった者との調整がとれないのではないかと。

議長：いずれにしても調整はなかなか取りにくいと思う。

北川一海：合併後調整したらよいと思う。

岡林総務課長（伊野町）：なぜ5%を取るということになったかと言うと、災害で個人の農地の場合は、負担金をいただいている。これは、災害がおこってから個人の財産を守るということなので、ある程度の受益者負担はいただかなければいけないのではないかといいながら、この案が出てきているので、その辺も合わせてご審議をお願いしたいと思う。

議長：今とっているところを0にすると、今までの方と今後の方の調整が難しい。今とっていないところで今後取るといったこともなかなか調整が難しいといった案がある。ただ、農地災害の5%負担といったものがある。そういったものを例にしてがけくずれも5%ぐらいが適当ではないかといった意見であった。これは協議会の中で決めることなので、一応分科会の中の意見は参考として扱えばよいと思うが、先ほど北川委員のほうから出た「合併後調整する。」といった案ではどうか事務局に問う。

本山事務局長：特に、問題はない。

議長：意見を求める。

長崎譲：急傾斜とは工事も違い、この工事はあまり経費は要らないと思う。ほとんど急傾斜の工事でやっている現状である。ただ、そういう場合が時々ある。そういう場合に応急的にやってもらうには、なかなかいい制度ではないかと思うが、これは、できれば伊野町の例にあてはめてやっていただけないかと思う。今までのところで負担金をいただいているではないかというご意見もあろうかと思うが、命と財産を守るためには、伊野にあわしていただいても賛同を得られると思うがどうか。

議長：経費的にはいくらぐらいなものか。

本山事務局長：1件当たり20~30万円の負担になるかと思う。

議長：それぐらいの負担であって、それも1市町村に1ないし2ぐらいしかまわってこないということになれば、財政的にはどうか。

長崎委員の言われた農地と住宅との違いはあると思う。住宅は生命・財産・身体を守るといった趣があると思う。合併後施工する方は、本当にごく少数だと思うが、北川委員の言われたように調整がつかないというよりも、負担0といった方が調整が付きやすいと思うがいかなものか。

委員：それでよいとの声あり

議長：この部分を「合併後は伊野町の例により統一する。」と一部修正させていただきたいと思う。

他にご質問はないか問う。

○委員：なしの声

○議長：本案は一部修正のうえ同意することに異議ないか諮る。

○委員：異議なしの声

○議長：異議なしと認め、協議第51号 建設関係事業の取扱いについては一部修正のうえ同意された旨宣告する。

○議長：午後5時14分に、暫時休憩する旨宣告

○議長：午後5時18分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

《その他》

○議長：「その他」についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

○別役総務班長：第13回協議会の日程について、資料に基づき日時、場所を説明する。協議事項として、継続協議事項の協議を記載していたが、本日、全てご同意をいただいたので、議題から削除をお願いする。合併協定書の内容確認、合併調印式の式次第等についてをご提案させていただく予定である。

今後の協議会の日程変更について、資料に基づき説明する。この日の協議会では、合併協定書の調印式を予定している旨申し述べ、日程調整をよろしく願います。

○議長：その他について質問はないか問う。

○委員：なしの声

○議長：「その他」について終了する旨宣告する。

○会長：今まで大きな課題を全てご協議を願ったわけである。今後は調印に向け、また県との調整に向け進んでまいりたいと思う。この12回を振り返ってみると、この会場でだけ投票を行った。どちらが幸か不幸かはわからないが、またそれも1票差ということで、皆さんの本当に真摯なご決定をしていただいたと思っている。心から御礼を申し上げる。

また、こういったことによって10月1日に向け一層加速が増すものと思うので、何とぞこの3つの合併が、すばらしい新しい町になるように、皆様方のお力をいただくようお願い申し上げ、第12回協議会の閉会を宣言する。

【5 閉 会 午後5時21分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 16年 / 月 日

議 長

高田 悦

署名委員

曾我部 義晴

署名委員

弘 瀬 和 子